

第 1 回経営諮問委員会の議事概要について

平成 20 年 10 月 1 日に第 1 回経営諮問委員会が開催されました。議事の概要は以下のとおりです。

1. 諮問事項

(1) 平成 20 年度事業計画諮問の件

センターから、「平成 20 年度事業計画（案）」について説明を行い、委員会に諮ったところ、委員から、法律改正によって具体的に変わった内容等について質問があり、センター側から回答を行った。

その他特段の意見がなかったことから、「平成 20 年度事業計画（案）」について経営諮問委員会の了承を得た。

なお、委員からの主なご質問及びセンターの回答は以下のとおり。

法律の改正によって具体的に何が変わったのか。

従来税関手続に加え、港湾関連業務を行えるようになった。また、新規事業（目的達成業務）の実施が可能となった。

株主構成とかかわりなく、当面は独占企業状態となるのか

センターは、輸出入等関連業務を行う我が国唯一の官民共同システムを運営するため、法律で、全国において適切、公平かつ安定的にサービスを提供するとともに、料金についてもなるべく安い料金にするよう定められている。

株式売却の方針検討はどこが中心となって行うのか

方針策定は国が行うが、当然センターも必要な資料を用意する等協力していくことになる。

国際連携システムの具体的な内容について

通信設備等国際間でデータをやり取りするためのインフラを整備したところ。具体的な内容については、市場ニーズや採算性を踏まえつつ、今後 1 年半ぐらいかけて検討していく。

(2) 輸出入・港湾関連情報処理システム利用料金諮問の件

センターから、「輸出入・港湾関連情報処理システム利用料金(案)」について説明を行い、委員会に諮ったところ、委員から、海上システムと航空システムの収入割合等について質問があり、センター側から回答を行った。

その他特段の意見がなかったことから、「輸出入・港湾関連情報処理システム利用料金(案)」について経営諮問委員会の了承を得た。

なお、委員からの主なご質問は以下のとおり。

海上と航空の収入の割合について

収入としてはおよそ半々程度である。

次年度の利用件数の伸び率はどのように考えているのか

これまでの8年間の伸び率や直近の利用状況等様々な角度から検討して決めている。

2 . 報告事項

(1) 取締役会決議事項

センターから、10月1日に開催した「輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社取締役会」の決議事項について、その概要を報告した。